

「板橋区空家等管理活用支援法人の指定について」

令和5年12月8日

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）により改正された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関し、下記のとおりとする。

記

- 1 支援法人の活用に関する本区の方針が定められるまでの間、指定の申請に関する必要事項を定めないこととする。
- 2 支援法人の活用に関する本区の方針が定められるまでの間、指定を行わないこととする。